

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

（平成二十四年二月）  
内閣府、総務省、法務省、  
厚生労働省、財務省、文部科学省、  
国土交通省、農林水産省、経済産業省、  
環境省、防衛省、  
告示第一号）改正 新旧対照表

改正案

本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用しよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

現行

本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用しよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

一 産業部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、産業部門活動（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第百七十五号）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E―製造業に属する工場その他の事業場（二(1)で定める事務所を除く）において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

② 産業部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握する  
ハ)ア。

第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

③ 産業部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献、データベース等の情報を収集、活用すること。

④ 産業部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

⑤ ④の実施状況及びその効果を把握すること。

⑥ ⑤も踏まえ、産業部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。以下同じ。）を積極的に活用することに

よるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 燃焼設備

燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できる燃焼機器の導入、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できる通風装置の導入、燃焼制御装置の導入、リジエネレイティブバーナー又はリジエネレイティブラジアントチューブバーナー等熱交換器と一体となったバーナーの導入、燃焼排ガス分析計又は燃焼用空気流量測定装置等燃料の燃焼状態の把握及び改善に必要な事項の計測に必要な機器の導入、潜熱回収型ボイラー・高効率温水ボイラー・廃熱利用ボイラー等エネルギー消費効率の高いボイラーの導入、木質ボイラーの導入、ペレットストーブの導入、排出係数（燃料等ごと）に、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量で表した係数。以下同じ。）が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

イ 熱利用設備

遠赤外線塗装乾燥装置・高性能遠赤外線乾燥装置等エネルギー消費効率の高い加熱設備への更新、適正規模の設備容量の加熱設備及び乾燥設備への更新、熱交換に係る部分における熱伝導率の高い材料の採用、熱交換器の増設及び配列の適正化による総合的な熱効率の向上、開口部の縮小又は密閉・二重扉の取付け・内

部からの空気流等による遮断等による放散及び空気の  
流出入による熱の損失の防止、媒体を輸送する配管の  
径路の合理化・熱源設備の分散化等による放熱面積の  
低減、断熱材の厚さの増加・熱伝導率の低い断熱材の  
利用・断熱の二重化等による熱利用設備の断熱性の向  
上、熱利用設備の回転部分・継手部分等にシールを行  
う等による熱媒体の漏えいの防止、工業炉の炉壁面等  
の性状及び形状の改善による放射率の向上、加熱等を  
行う設備の伝熱面の性状及び形状の改善による熱伝達  
率の向上、工業炉の炉体・架台・冶具・被加熱物を搬  
入するための台車等の熱容量の低減、蒸留塔の運転圧  
力の適正化・段数の多段化等による還流比の低減、塔  
頂蒸気再圧縮型ヒートポンプ使用蒸留装置等蒸気の再  
圧縮・多重効用化等による蒸留塔の効率の向上、温水  
媒体による加熱設備における真空蒸気媒体による加熱  
、高温で使用する工業炉と低温で使用する工業炉の組  
合せ等により熱を多段階利用することでの総合的な熱  
効率の向上、多管型熱交換器・プレート型熱交換器・  
ヒートパイプ型熱交換器等エネルギー損失の少ない熱  
交換器の導入、炉内攪拌装置・噴流加熱装置・高効率  
ラジアントチューブバーナー等熱伝達率の向上に資す  
る装置の導入、老朽化した配管・バルブ類又は継手類  
の更新、断熱性能の高い配管・バルブ類又は継手類・  
フランジ等の導入その他の必要な措置

ウ 廃熱回収設備

煙道・管等の廃熱温度の維持・伝熱面の性状及び形

状の改善・伝熱面積の増加等による廃熱回収率の向上、蓄熱システムの導入、被加熱材料顕熱回収装置等エネルギー損失の少ない廃熱回収装置の導入、ボイラーブロー水の顕熱回収装置の導入その他の必要な措置

エ 空調設備・換気設備

空調・換気対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、高効率ヒートポンプ・高効率ガスエンジンヒートポンプ・ターボ冷凍機・改良型吸収式冷温水機・高効率エンジン駆動ヒートポンプ等ヒートポンプ空調システムの導入、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式空調システムの導入、全熱交換器の導入、外気冷房システムの導入、熱源設備におけるポンプの可変流量制御システムの導入、省エネ冷却塔の導入、フリークーリングの導入、大温度差送風・送水システムの導入、室外機の設置の際の通風状態等の確認、二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システムの導入、空調・換気効率の改善に必要な事項の計測のための計量器・センサー等の設置、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の空調設備への更新、潜熱熱分離空調システムの導入、熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置又は排熱等利用型吸収冷温水機等各種熱有効利用空調システムの導入、高効率蓄熱設備を使った蓄熱式空調システムの導入、空気調和用搬送エネルギー効率化システムの導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、空調・換気最適化制御システムの導入その他の必要な措置

オ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、エネルギー消費効率の高い給湯設備への更新、ヒートポンプシステムの導入、ターボ冷凍機の導入、省エネ冷却塔の導入、潜熱回収型設備の導入、経年変化等により効率が低下したポンプの更新、老朽化した配管・バルブ類又は継手類の更新、配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の給湯設備・冷凍冷蔵設備への更新、各種熱利用型給湯システムの導入、エネルギー消費効率の高い熱電併給型給湯設備の導入、給湯熱媒体輸送管の合理化・最適化、低メタン排出型排水処理システムの導入その他の必要な措置

カ 発電専用設備

太陽光発電設備の導入、風力発電設備の導入、中小水力発電設備の導入、燃料電池設備の導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、適正な規模の容量の設備の導入、実運転効率の高い設備の導入その他の必要な措置

キ 受変電設備

適正な配置・配電圧・容量での受変電設備及び配電設備の導入、エネルギー損失の少ない変圧器の導入、進相コンデンサー又は自動力率改善装置等工場全体の力率改善のための設備の導入その他の必要な措置

ク コージェネレーション設備

ガスタービン式コージェネレーション設備又は燃料電池コージェネレーションシステム等熱需要が十分見込まれる場合の適正規模のコージェネレーション設備の導入、エネルギー消費効率の高いコージェネレーション設備の導入、コージェネレーションの総合的な効率改善のためのシステムの導入その他の必要な措置

ケ 電動力応用設備・電気加熱設備

負荷機械の運転特性及び稼働状況に応じた所要出力に見合った電動機の導入、燃料の燃焼・蒸気・電気等による加熱の特徴を比較勘案した加熱設備の導入、負荷変動に対する稼働状態の調整を容易にするための設備の導入、インバーター制御装置・機械式無段変速装置・静止型レオナード装置・サイリスタモーター・極数変換モーター等コンプレッサー・ファン・ブロワ・ポンプ等の電動力応用設備における回転数制御装置の導入、コンピュータの使用等による電気使用設備における電気の使用状態の的確な計測管理、プレミアム効率モーター又は永久磁石同期モーター等を用いたエネルギー消費効率の高い電動機・電動力応用設備の導入、高性能アーク炉・高性能抵抗炉・高性能高周波炉・高性能溝型炉・高性能電気分解炉・高性能メッキ炉等エネルギー消費効率の高い電気加熱設備の導入、進相コンデンサー又は自動力率改善装置等設備の力率改善のための設備の導入、エア需要に見合った圧力のエアコンプレッサー・ブロワ・ファンの導入、エア配管の合理化・最適化、熱利用設備の回転部分・継手

部分等にシールを行う等によるエアの漏えいの防止  
その他の必要な措置

コ 照明設備・昇降機設備・事務用機器等

高周波点灯型蛍光灯・メタルハライドランプ・LED  
D（発光ダイオード）照明等エネルギー消費効率の高い  
照明器具への更新、清掃・光源の交換等の保守が容易  
な照明器具への更新、点灯回路等の総合的な照明効率  
を考慮した照明器具への更新、照明対象範囲の細分化、  
人感センサーの導入、計時装置（タイマー）の導入、  
初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新、  
エネルギー消費効率の高い昇降機設備・事務用機器等の  
導入、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している  
省エネ型の自動販売機への更新その他の必要な措置

サ 建物

熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス  
・二重サッシの導入、エアフローウインドー等の導入  
、地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材  
の使用等による建物の断熱その他の必要な措置

シ 工場エネルギー管理

温室効果ガスの排出等の状況について定期的かつ定  
量的な評価を行えるエネルギー管理の実施のための設  
備の導入その他の必要な措置

ス 流体・余剰蒸気の活用等

廃圧回収タービン・高効率ガス分離装置等の流体・  
余剰蒸気圧力・副生ガスの活用設備の導入その他の必

必要な措置

セ 未利用エネルギーの活用

廃棄物・廃液のガス化・液（油）化・固形燃料化装置等廃棄物エネルギー活用設備の導入、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い温度差エネルギー活用設備の導入、水落差・水残圧エネルギー活用設備の導入その他の必要な措置

②

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の使用方法事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 燃焼設備

燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じた空気比の適正化、複数の燃焼設備を使用する場合の燃焼設備全体としての熱効率の向上、燃料の粒度・水分・粘度等燃料の性状に応じた適切な運転、熱源設備の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、熱源設備の定期的な保守及び点検、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

イ 熱利用設備

熱媒体の温度・圧力・量の適正化による熱量の過剰

供給の防止、炉壁外面温度の適正化、排ガス温度及び  
廃熱回収率の向上、工業炉の設備の構造・被加熱物の  
特性・前後の工程等に応じた熱効率の向上によるヒー  
トパターンの改善、被加熱物又は被冷却物の量及び炉  
内配置の適正化による過大負荷及び過小負荷の防止、  
加熱の反復を必要とする工程における連続化・統合化  
・短縮・一部の省略・工程間の待ち時間の短縮、断続  
運転が可能である場合の運転の集約化、ボイラー給水  
の水質の適切な管理、不要時の蒸気供給バルブの閉止  
、蒸気の乾き度の維持、冷却器及び凝縮器への入口温  
度の適正化、複数の加熱設備を使用する場合の設備全  
体としての熱効率の向上、加熱等を行う設備の制御方  
法の改善による熱の有効利用、熱の損失状況を把握す  
るための事項及び熱の損失改善に必要な事項の計測及  
び記録、設備の定期的な保守及び点検その他の必要な  
措置

#### ウ 廃熱回収設備

排ガスを排出する設備等に応じた排ガス温度の低減  
・廃熱回収率の向上、廃熱の回収を行う蒸気ドレンの  
温度・量・性状の範囲の適正化、加熱された固体又は  
流体が有する顕熱・潜熱・圧力・可燃性成分等の回収  
利用の範囲の適正化、原材料の予熱等その温度・設備  
の使用条件等に応じた廃熱の適正な利用、廃熱の状況  
把握及び利用の促進のために必要な事項の計測及び記  
録、廃熱利用の効率を維持するための事項に関する定  
期的な保守及び点検その他の必要な措置

エ 空調設備・換気設備

製品製造・貯蔵等のための区画及び作業のための区画における空調設定温度・湿度の適正化、運転時のドアの開放防止、空調設備・熱源機の起動時刻の適正化、使用されていない区画の空調停止、熱源設備における冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システムの運転スケジュールの適正化、熱源設備における熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化、熱源設備における冷温水出口温度・冷却水設定温度の適正化、冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止、空調・換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録、温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃、自動制御装置の管理等の保守及び点検、複数の空調設備で構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、機器等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

オ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

給排水ポンプの流量・圧力の適正化、給湯温度・循環水量の適正化、冬季以外の給湯供給期間の短縮、運転時のドアの開放防止、複数の熱源機・ポンプで構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、熱源設備における熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化、熱源設備における冷却水設定温度の適正化、温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃、設備の定期的な保守及び点検、排出係数が小さ

い燃料等への転換、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

カ 発電専用設備

複数の発電設備の並列運転に際しての総合的なエネルギー消費効率の向上、総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

キ 受変電設備

変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止、コンデンサーの細めな投入及び遮断、受変電設備の配置の適正化・配電方式の変更による配電線路の短縮・配電電圧の適正化等による配電損失の低減、三相電源に単相負荷を接続させる場合の電圧の不平衡の防止、電気使用設備の稼働調整を通じた電気使用の平準化による最大電流の低減、受変電設備・配電設備の電圧・電流等の適正な管理、電気の使用量及び電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

ク コージェネレーション設備

コージェネレーション設備の総合的なエネルギー消費効率の向上、総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録、総合的な効率を高い状態に維持するための定期的な保守及び点検その他の必要な措置

ケ 電動力応用設備・電気加熱設備

電動力応用設備の電動機の空転の防止及び不要時の停止、電気加熱設備における被加熱物の装てん方法の

改善・無負荷稼働による電気の損失の低減・断熱及び  
廃熱回収利用の適正化による熱効率の向上、適正な形  
状及び特性の電極の採用・電極間距離・電解液の濃度  
・導体の接触抵抗等の適正化による電解効率の向上、  
電気使用設備の電圧・電流等の適切な管理による電気  
の損失の低減、流体機械の使用端圧力及び吐出量の見  
直し・負荷に応じた運転台数及び回転数の適正化によ  
る電動機の負荷の低減、電圧・電流等電気の損失を低  
減するために必要な事項の計測及び記録、複数の電動  
機を使用する際の電動機全体の効率の向上、設備の定  
期的な保守及び点検その他の必要な措置

コ 照明設備・昇降機設備・事務用機器等

照度を比較的必要としない作業場等の照明の間引き  
点灯、照明を利用していない場所及び時間帯における  
細めな消灯、照度の計測及び記録、照明器具の定期的  
な保守及び点検、利用の少ない時間帯における昇降機  
の一部停止、使用しない時間帯における事務用機器等  
の電源の遮断、低電力モードの設定、昇降機の定期的  
な保守及び点検、事務用機器等の定期的な保守及び点  
検、利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯そ  
の他の必要な措置

サ 建物

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発  
注する場合の設計者が持つ温室効果ガス等の排出の削  
減に資する技術力の適切な評価、温室効果ガス等の排  
出の削減に資する技術提案を積極的に採用できる環境

の整備その他の必要な措置

シ 工場エネルギー管理

年単位・時間単位等でのエネルギー管理を系統別に実施することによる過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等の把握、燃焼設備・熱利用設備・廃熱回収設備・クーリエネレーション設備・電気使用設備・空調設備・換気設備・給湯設備等に関する統合的な省エネルギー制御の実施、機器や設備の保守状況・劣化状況等の把握その他の必要な措置

ス 流体・余剰蒸気の活用等

利用価値のある高温の燃焼ガス又は蒸気の発電及び作業動力等への有効利用、複合発電及び蒸気条件の改善による熱の動力等への変換効率の向上その他の必要な措置

セ 未利用エネルギーの活用

可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギー・燃料の回収・利用、工場排水・下水・河川水・海水等の温度差エネルギーの利用、水落差・残水圧の利用その他の必要な措置

二 業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要がある

一 業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び京都議定書の六パーセント削減約束の達成のためには、それぞれの事業者が責任を持って地球温

ることに鑑み、業務部門活動（日本標準産業分類に掲げる大分類A―農業、林業から大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業まで、大分類H―運輸業、郵便業及び大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類八八―廃棄物処理業に限る。）に属する事務所並びに大分類G―情報通信業から大分類T―分類不能の産業（大分類H―運輸業、郵便業及び中分類八八―廃棄物処理業を除く。）までに属する事務所その他の事業場において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。
- ② 業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

（略）

暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、業務部門活動（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第七十五号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。））に掲げる大分類A―農業、林業から大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業まで、大分類H―運輸業、郵便業及び大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類八八―廃棄物処理業に限る。）に属する事務所並びに大分類G―情報通信業から大分類T―分類不能の産業（大分類H―運輸業、郵便業及び中分類八八―廃棄物処理業を除く。）までに属する事務所その他の事業場において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

- ① 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。
- ② 業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに業務部門活動における事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

（略）

(2)

温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 熱源設備・熱搬送設備

エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、経年変化等により効率が低下したポンプの更新、老朽化した配管・バルブ類又は継手類の更新、省エネ冷却塔への更新、ヒートポンプシステムの導入、蓄熱システムの導入、ポンプ台数制御システムの導入、ポンプの可変流量制御システムの導入、地域冷暖房システム等より熱を受ける熱交換器の導入、廃熱利用設備の導入、適

(2)

温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。次に示す設備ごとに、その選択については、既存設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際には、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。以下同じ。）を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 熱源設備・熱搬送設備

エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、経年変化等により効率が低下したポンプの更新、老朽化した配管・バルブ類又は継手類の更新、省エネ冷却塔への更新、ヒートポンプシステムの導入、蓄熱システムの導入、ポンプ台数制御システムの導入、ポンプの可変流量制御システムの導入、地域冷暖房システム等より熱を受ける熱交換器の導入、廃熱利用設備の導入、適

正規模の設備容量の熱源機の導入、熱源機の台数制御システムの導入、ガス冷暖房システムの導入、フリークーリングの導入、大温度差送風・送水システムの導入、配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化、木質ボイラーの導入、ペレットストーブの導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

#### イ 空調設備・換気設備

空調・換気対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、ファンの滑車サイズの適正化、ファンへの省エネファンベルトの導入、エネルギー消費効率の高い空調設備への更新、エネルギー消費効率の高いモーターへの更新、ヒートポンプシステムの導入、全熱交換器の導入、外気冷房システムの導入、室外機の設置の際の通風状態等の確認、空調設備のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入、負荷変動に応じた運用が可能な換気設備の構成、二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システムの導入、空冷ヒートポンプエアコン室外機への水噴霧、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の空調設備への更新その他の必要な措置

#### ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、エネルギー消費効率の高い給湯設備への更新、ヒートポ

正規模の設備容量の熱源機の導入、熱源機の台数制御システムの導入、ガス冷暖房システムの導入、フリークーリングの導入、大温度差送風・送水システムの導入、配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化、木質ボイラーの導入、ペレットストーブの導入、排出係数（燃料等ごとに、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量で表した係数。以下同じ。）の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

#### イ 空調設備・換気設備

空調対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、ファンの滑車サイズの適正化、ファンへの省エネファンベルトの導入、エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新、エネルギー消費効率の高いモーターへの更新、ヒートポンプシステムの導入、全熱交換器の導入、外気冷房システムの導入、室外機の設置の際の通風状態等の確認、空調設備のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入、負荷変動に応じた運用が可能な換気設備の構成、二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システムの導入、空冷ヒートポンプエアコン室外機への水噴霧、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の空調設備への更新その他の必要な措置

#### ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、エネルギー消費効率の高い給湯器への更新、ヒートポン

ンプシステムの導入、潜熱回収方式の導入、省エネ型冷凍冷蔵陳列棚への更新、節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入、水道直結給水方式の導入、中水道設備の導入、太陽熱利用設備の導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の設備への更新その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

力率改善制御システムの導入、エネルギー損失の少ないコンデンサーへの更新、変圧器の統合、エネルギー損失の少ない変圧器への更新、熱需要が十分見込まれる場合のコージェネレーション設備の導入を含む適正な規模の容量の設備の導入、デマンド制御の導入、太陽光発電設備の導入、風力発電設備の導入、燃料電池設備の導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

オ 照明設備

高周波点灯形蛍光灯・メタルハライドランプ・LED（発光ダイオード）照明等エネルギー消費効率の高い照明器具への更新、清掃・光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新、点灯回路等の総合的な照明効率を考慮した照明器具への更新、高効率反射板の設置、照明対象範囲の細分化、人感センサーの導入、計時装置（タイマー）の導入、初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新その他の必要な措置

ンプシステムの導入、潜熱回収方式の導入、省エネ型冷凍冷蔵陳列棚への更新、節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入、水道直結給水方式の導入、中水道設備の導入、太陽熱利用設備の導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の設備への更新その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

力率改善制御システムの導入、エネルギー損失の少ないコンデンサーへの更新、変圧器の統合、エネルギー損失の少ない変圧器への更新、熱需要が十分見込まれる場合のコージェネレーション設備の導入を含む適正な規模の容量の設備の導入、デマンド制御の導入、太陽光発電設備の導入、燃料電池設備の導入、風力発電設備の導入、排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

オ 照明設備

高周波点灯形蛍光灯・メタルハライドランプ・LED（発光ダイオード）照明等エネルギー消費効率の高い照明器具への更新、清掃・光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新、点灯回路等の総合的な照明効率を考慮した照明器具への更新、高効率反射板の設置、照明対象範囲の細分化、人感センサーの導入、計時装置（タイマー）の導入、初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新その他の必要な措置

カ 昇降機設備

インバーター制御システムの導入、エスカレーターへの人感センサーの導入その他の必要な措置

キ 事務用機器等

エネルギー消費効率の高い複写機・電子計算機・磁気ディスク装置・テレビジョン受信機・ビデオテープレコーダー・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気便座・ガス調理機器等への更新、空調対象範囲の限定等による空調の負荷の低減、環境負荷等を総合的に勘案した地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の自動販売機への更新その他の必要な措置

(略)

②

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の使用方法事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 熱源設備・熱搬送設備

燃焼設備の空気比の適正化、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化、熱源台数制御装置の運

カ 昇降機設備

インバーター制御システムの導入、エスカレーターへの人感センサーの導入その他の必要な措置

キ 事務用機器等

エネルギー消費効率の高い複写機・電子計算機・磁気ディスク装置・テレビジョン受信機・ビデオテープレコーダー・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気便座・ガス調理機器等への更新、空調対象範囲の限定等による空調の負荷の低減、環境負荷等を総合的に勘案した、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の自動販売機への更新その他の必要な措置

(略)

②

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の使用方法事業者は、産業部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。特に次に示す設備ごとに、その使用方法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 熱源設備・熱搬送設備

燃焼設備の空気比の適正化、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化、熱源台数制御装置の運

転発停順位の適正化、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システムの運転スケジュールの適正化、密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去、冷却塔充填材の清掃、冷却水の水質の適正な管理、熱源機のブロー量の適正化、熱源機の運転圧力の適正化、熱源機の停止時間の電源遮断、熱源機の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、熱源機の定期的な保守及び点検、複数の熱源機・ポンプで構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

#### イ 空調設備・換気設備

空調設定温度・湿度の適正化、運転時のドア等の開け放しの防止、除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止、ウォーミングアップ時の外気取入停止、空調設備・熱源機の起動時刻の適正化、夜間等の冷気取り入れ、使用されていない部屋の空調停止、換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化、冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止、空調・換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録、温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃、自動制御装置の管理等の保守及び点検、複数の空調設備で構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

#### ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

給排水ポンプの流量・圧力の適正化、給湯温度・循

転発停順位の適正化、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システムの運転スケジュールの適正化、密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去、冷却塔充填材の清掃、冷却水の水質の適正な管理、熱源機のブロー量の適正化、熱源機の運転圧力の適正化、熱源機の停止時間の電源遮断、熱源機の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、熱源機の定期的な保守及び点検、複数の熱源機・ポンプで構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

#### イ 空調設備・換気設備

空調設定温度・湿度の適正化、運転時のドア等の開け放しの防止、除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止、ウォーミングアップ時の外気取入停止、空調設備・熱源機の起動時刻の適正化、夜間等の冷気取り入れ、使用されていない部屋の空調停止、換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化、冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止、空調・換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録、温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃、自動制御装置の管理等の保守及び点検、複数の空調設備で構成されている場合等の総合的なエネルギー消費効率の向上、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

#### ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備

給排水ポンプの流量・圧力の適正化、給湯温度・循

環水量の適正化、冬季以外の給湯供給期間の短縮、給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、排出係数が小さい燃料等への転換、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止、コンデンサーの細めな投入及び遮断、エネルギーの損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、複数の発電設備の並列運転に際しての総合的なエネルギー消費効率の向上、コージェネレーション設備の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

オ 照明設備

照度を比較的必要としない廊下等の照明の間引き点灯、照明を利用していない場所及び時間帯における細めな消灯、照度の計測及び記録、照明器具の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

(略)

ク 建物

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を發

環水量の適正化、冬季以外の給湯供給期間の短縮、給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、排出係数が小さい燃料等への転換、配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備その他の必要な措置

エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備

変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止、コンデンサーのこまめな投入及び遮断、エネルギーの損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、総合的な効率の改善に必要な計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検、複数の発電設備の並列運転に際しての総合的なエネルギー消費効率の向上、コージェネレーション設備の総合的なエネルギー消費効率の向上、排出係数が小さい燃料等への転換その他の必要な措置

オ 照明設備

照度を比較的必要としない廊下等の照明の間引き点灯、照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯、照度の計測及び記録、照明器具の定期的な保守及び点検その他の必要な措置

(略)

ク 建物

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を發

注する場合の設計者が持つ温室効果ガス等の排出の削減に資する技術力の適切な評価、温室効果ガス等の排出の削減に資する技術提案を積極的に採用できる環境の整備その他の必要な措置

ケ BEMS（ビルエネルギー管理システム）

年単位・季節単位等でのエネルギー管理を系統別 realistically 実施することによる過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等の把握、空調設備・電気設備等に関する統合的な省エネルギー制御の実施、機器や設備の保守状況・劣化状況等の把握その他の必要な措置

(略)

三 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を業として行う者及び廃棄物を自ら処理する者並びに市町村（以下「廃棄物処理事業者等」という。）は、廃棄物の処理に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的のためにはそれぞれの廃棄物処理事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、廃棄物処理部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる中分類八八―廃棄物処理業に属する事業場及びその他の分類に属する事業場において行われる廃棄物の処理（下水道管理者の

注する場合の、設計者の持つ温室効果ガス等の排出の削減に資する技術力の適切な評価、温室効果ガス等の排出の削減に資する技術提案を積極的に採用できる環境の整備その他の必要な措置

ケ BEMS（ビルエネルギー管理システム）

系統別に、年単位・季節単位等でのエネルギー管理の実施等による過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等の把握、空調設備・電気設備等に関する統合的な省エネルギー制御の実施、機器や設備の保守状況・劣化状況等の把握その他の必要な措置

(略)

二 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を業として行う者及び廃棄物を自ら処理する者並びに市町村（以下「廃棄物処理事業者等」という。）は、廃棄物の処理に伴い温室効果ガスが排出されていること及び京都議定書の六パーセント削減約束の達成のためには、それぞれの廃棄物処理事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、廃棄物処理部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる中分類八八―廃棄物処理業に属する事業場及びその他の分類に属する事業場にお

行う下水及び発生汚泥その他の廃棄物の処理を除く。)であつて、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「廃棄物処理部門活動」という。)における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(略)

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の廃棄物の処理を取り巻く状況の変化に応じ、「二」業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の統合による設備の効率化

いて行われる廃棄物の処理(下水道管理者の行う下水及び発生汚泥等の処理を除く。)であつて、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「廃棄物処理部門活動」という。)における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(略)

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の廃棄物の処理を取り巻く状況の変化に応じ、「一」業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。次に示す設備ごとに、その選択については、設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際には当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の統合

についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(略)

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）における設備

(略)

b 燃焼（溶融）設備

バッチ炉・准連続炉の全連続炉化、自動燃焼制御システムの導入、排ガス循環システムの導入等による低空気比燃焼、燃焼用空気の酸素富化、水冷壁・水冷式火格子の導入、炉体の断熱強化、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、下水汚泥焼却炉の燃焼温度の高温化その他の必要な措置

c 灰溶融設備

燃料式溶融炉における高効率バーナー・廃棄物利用バーナー・熱回収設備の導入、燃料使用量を極小化し、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

による設備の効率化についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(略)

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）における設備

(略)

b 燃焼（溶融）設備

バッチ炉・准連続炉の全連続炉化、自動燃焼制御システムの導入、排ガス循環システムの導入等による低空気比燃焼、燃焼用空気の酸素富化、水冷壁・水冷式火格子の導入、炉体の断熱強化、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新、下水汚泥焼却炉の燃焼温度の高温化その他の必要な措置

c 灰溶融設備

燃料式溶融炉における高効率バーナー・廃棄物利用バーナー・熱回収設備の導入、燃料使用量を極小化し、排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置

d 通風設備

送風機及び誘引通風機のインバータ化又は機械式による回転数制御方式の導入、高効率送風機の導入、蒸気タービン駆動方式の導入その他の必要な措置

(略)

f 灰出し設備（セメント固化処理設備、スラグ・メタル等の搬出設備を含む。）

灰クレーンにおける自動制御システムの導入、乾式焼却灰冷却装置の導入による灰溶融時の無乾燥化、コンベヤ搬送速度調整のインバータ制御システムの導入、混練機駆動のインバータ制御システムの導入、加熱脱塩素化装置の最適温度制御方式の導入その他の必要な措置

(略)

エ し尿処理施設における設備

(略)

e 汚泥乾燥・焼却設備

汚泥乾燥装置における熱風量の自動制御システムの導入、自動燃焼制御システムの導入による燃焼空

d 通風設備

送風機及び誘引通風機のインバータ化又は機械式による回転数制御方式の導入、高効率送風機の導入、蒸気タービン駆動方式の導入その他の必要な措置

(略)

f 灰出し設備（セメント固化処理設備、スラグ・メタル等の搬出設備を含む。）

灰クレーンにおける自動制御システムの導入、乾式焼却灰冷却装置の導入による灰溶融時の無乾燥化、コンベヤ搬送速度調整のインバータ制御システムの導入、混練機駆動のインバータ制御システムの導入、加熱脱塩素化装置の最適温度制御方式の導入その他の必要な措置

(略)

エ し尿処理施設における設備

(略)

e 汚泥乾燥・焼却設備

汚泥乾燥装置における熱風量の自動制御システムの導入、自動燃焼制御システムの導入による燃焼空

気比の改善、高効率バーナー等の導入による熱効率の向上、自動通風計測制御システム・誘引通風機・押込送風機における回転数制御システムの導入等の通風量の適正化、脱水汚泥熱風乾燥装置への廃熱利用設備の導入その他の必要な措置

(略)

オ 最終処分場における設備

a 集排水設備・通気装置

適正な集排水管敷設・集水ピット・堅型ガス抜き設備の設置等による準好気性埋立構造の導入、埋立地から発生するメタンガスの回収・処理設備の導入その他の必要な措置

b 浸出液処理設備

ばっ気ブロワ風量・ポンプ流量調整のインバータ制御システムの導入、ばっ気・攪拌かくはん装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入その他の必要な措置

(略)

② 温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること

気比の改善、高効率バーナー等の導入による熱効率の向上、自動通風計測制御システム・誘引通風機・押込送風機における回転数制御システムの導入等の通風量の適正化、脱水汚泥熱風乾燥装置への廃熱利用設備の導入その他の必要な措置

(略)

オ 最終処分場における設備

a 集排水設備・通気装置

適正な集排水管敷設・集水ピットの設置・堅型ガス抜き設備の設置等による準好気性埋立構造の導入、埋立地から発生するメタンガスの回収・処理設備の導入その他の必要な措置

b 浸出液処理設備

ばっ気ブロワ風量・ポンプ流量調整のインバータ制御システムの導入、ばっ気・攪拌かくはん装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入その他の必要な措置

(略)

② 温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること

と。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(略)

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）

(略)

b 燃焼（溶融）設備

適正な年間運転スケジュールの作成及び運転炉数の適正化による連続運転の実施・燃焼の安定化・低負荷運転の回避、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他必要な措置

c 灰溶融設備

電気式溶融炉における最適電力制御、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、廃棄物等の利用による化石燃料の削減その他の必要な措置

と。特に次に示す設備ごとに、その使用方法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(略)

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）

(略)

b 燃焼（溶融）設備

適正な年間運転スケジュールの作成及び運転炉数の適正化による連続運転の実施・燃焼の安定化・低負荷運転の回避、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他必要な措置

c 灰溶融設備

電気式溶融炉における最適電力制御、燃料使用量の極小化、排出係数が小さい燃料等への転換、廃棄物等の利用による化石燃料の削減その他の必要な措置

(略)

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の目安

廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第一に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ごとの一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類ごとの値とする。

第二 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

一 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置

(1) その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、低炭素社会づくり行動計画（平成二十年七月二十九日閣議決定）に記載されたカーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について

(略)

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の目安

廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる、別表第一に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ごとの一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類ごとの値とする。

第二 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

一 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置

(1) その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、低炭素社会づくり行動計画（平成二十年七月二十九日閣議決定）に記載されたカーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について

、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。)や、エコ・アクション・ポイント(温室効果ガスの排出削減に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。)等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等

事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

また、事業者は、国民による日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の選択を支援するため、例えば、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量その他必要な情報を適切に提供するための責任者及び担当者を指名し、相談窓口を明確化する等、その体制を整備するとともに、例えば、環境報告書、インターネット等を通じた情報の提供等を行うことが望ましい。

(3) 情報の提供に当たっての他の団体等との連携

(2)に規定する情報の提供に当たっては、必要に応じ、

、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。)や、エコ・アクション・ポイント(温室効果ガスの排出削減に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、その当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。)等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等

事業者は、日常生活用製品等について、当該製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

また、事業者は、国民による日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品等の選択を支援するため、例えば、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量その他必要な情報を適切に提供するための責任者及び担当者を指名し、相談窓口を明確化する等、その体制を整備するとともに、例えば、環境報告書、インターネット等を通じた情報の提供等を行うことが望ましい。

(3) 情報の提供に当たっての他の団体等との連携

(2)に規定する情報の提供に当たっては、必要に応じ、

地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

二 日常生活用品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。次に示す日常生活用品等ごとに、その製造等については、当該日常生活用品等の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。

- (1) 照明機器  
高周波点灯形蛍光灯・電球形蛍光灯・LED（発光ダイオード）等の使用時のエネルギー消費量が少ない照明機器の製造等の推進

(略)

- (4) 食品の調理機器  
内燃式コンロ・保温性の高い調理機器等の使用時のエネルギー消費量が少ない調理機器の製造等の推進
- (5) その他の家電製品等  
使用時や待機時のエネルギー消費量の少ない電気冷蔵庫

地方公共団体、全国センター、地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

二 日常生活用品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。次に示す日常生活用品等ごとに、その製造等については、当該日常生活用品等の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。

- (1) 照明機器  
高周波点灯形蛍光灯・電球形蛍光灯・LED（発光ダイオード）等の使用時のエネルギー消費量が少ない照明機器の製造等の推進

(略)

- (4) 食品の調理機器  
内燃式コンロ・保温性の高い調理機器等の使用時のエネルギー消費量が少ない調理機器の製造等の推進
- (5) その他の家電製品等  
使用時や待機時のエネルギー消費量の少ない電気冷蔵庫

・テレビジョン受信機・電気カーペット・電気便座・衣類乾燥機・食器洗浄機等の製造等の推進、スイッチ付きテーパータップの製造等の推進

(略)

(8) 住宅

自然採光を活用した設備・複層ガラス等・太陽光発電設備・燃料電池設備・地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材等の導入による使用時の温室効果ガスの排出の量が少ない住宅の製造等の推進

(6) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用  
使い捨て製品の製造販売及び過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、容器の薄肉化・軽量化、製品の長寿命化、修繕等の役務の提供等による廃棄物等の発生抑制並びに使用済み商品の回収等により再使用する製品及び部品並びに循環資源の利用及び部品点数の低減等による循環的な利用を行いやすい製品設計等がされた製品の製造等及び情報の提供の推進

(略)

別表第一 (一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法)

(略)

・テレビジョン受信機・電気カーペット・電気便座・衣類乾燥機・食器洗浄機等の製造等の推進、スイッチ付きテーパータップの製造等の推進

(略)

(8) 住宅

自然採光を活用した設備・複層ガラス等・太陽光発電設備・燃料電池設備・地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材等の導入による使用時の温室効果ガスの排出の量が少ない住宅の製造等の推進

(6) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用  
使い捨て製品の製造販売及び過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、容器の薄肉化・軽量化、製品の長寿命化、修繕等の役務の提供等による廃棄物等の発生抑制並びに使用済み商品の回収等により再使用する製品及び部品並びに循環資源の利用及び部品点数の低減等による循環的な利用を行いやすい製品設計等がされた製品の製造等及び情報の提供の推進

(略)

別表第一 (一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法)

(略)

別表第二 (一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目指すべき水準)

(略)

2 この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は1キログラム当たり2500キロジュールを、灰分は20パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.24キログラムを、LPGについては1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。

別表第二 (一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目指すべき水準)

(略)

2 この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は1キログラム当たり2500キロジュールを、灰分は20パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.24キログラムを、LPGについては1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。